

内閣総理大臣
菅 直人 様

東日本大震災津波に関する要望

平成23年4月22日

岩手県災害対策本部 本部長 達増拓也
岩 手 県 知 事

東日本大震災津波に関する要望項目

1 災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充	2
2 応急仮設住宅の建設に係る支援等	2
3 災害廃棄物（がれき）の早期処理に向けた支援	2
4 被災者の避難生活及び生活再建に対する支援	3
5 防災・消防に係る施設・設備の早期復旧等に向けた支援	3
6 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援	3
7 文教環境の復旧・復興支援	4
8 農林水産業の復旧・復興支援	4
9 被災企業等への支援策の拡充	6
10 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援	6
11 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援	6
12 特別法の制定などによる東北（岩手）地域への産業集積支援	7
13 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援	7
14 鉄道等公共交通の早期復旧等に対する全面的な支援	7
15 復興事業としての社会資本整備等の促進	8
16 被災市町村に対する人的・財政的支援	8
省庁別要望事項	9

東日本大震災津波に関する要望

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その全容は未だ判明していないところですが、現時点(4月20日現在)で、約4,000人の尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約3,800人と、人的被害は極めて深刻であり、まさに筆舌に尽くしがたい状況であります。

また、家屋の流失、倒壊、焼失等の中、避難されている方々も約44,500人おり、依然、厳しい状況の中での生活を強いられているところです。

本県では、国、関係市町村及び防災関係機関と緊密な連携を図り、また、全国の皆様からの温かいご支援とご協力をいただきながら、全力を挙げて緊急対策に取り組んでいるところであり、4月11日には「岩手県東日本大震災津波復興委員会」を設置するなど、復興に向けた歩みを進めているところですが、今回の大地震災害は、都道府県や市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

国におかれても、東日本大震災復興構想会議を設置するなど、復興に向けて着実に取り組まれているところですが、「東北復興院(仮称)」のような一元的かつ総合的な機関を設置して、早急に復旧・復興ビジョンを提示し、既存の枠組みを超える強力な復旧対策、さらには復興対策まで全力を挙げて取り組まれるよう、強く要望いたします。

また、国が前面に立ち、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資などを盛り込んだ災害復旧対策特別措置法の制定とともに、下記の災害復旧対策等の税財政措置等を主体的に講じられますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充

本県や県内市町村は、自主財源に乏しく、全国と比較して財政力が低い状況にあるが、災害復旧事業等を実施するに当たり、莫大な財政需要が生じることが見込まれ、財政状況が危機的な状況に陥ることも想定されることから、これまで以上の各種事業に係る国庫補助・負担率の引上げ、地方負担に係る特別の地方債の発行及びその元利償還費に対する交付税措置の充実など、地方財政措置等の拡充を行うこと

2 応急仮設住宅の建設に係る支援等

被災された方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置を講じること

併せて、応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備や当該住宅入居者の負担軽減、さらには被災者の一次避難所から宿泊施設等の二次避難所への移送に係る支援を行うこと

3 災害廃棄物（がれき）の早期処理に向けた支援

被災地が広範囲かつ壊滅的な状況であることから、市街地や農地、幹線道路、港湾及び漁場等のがれき等の災害廃棄物の早期処理に向け、災害等廃棄物処理事業補助金について、仮置場の土地購入費及び管理費、自動車・船舶等の処理費用を補助対象とするなどの対象要件の緩和、公共土木施設災害等との一体的運用を含む手続きの簡素化・弾力化、及び補助率の引上げを行うとともに、残りの自治体負担分は全額地方交付税で措置するなど、市町村及び県に財政的負担が生じないような措置を講じること

また、県が市町村の事務を受託した場合の一般廃棄物に係る手続きなど廃棄物処理法の弾力的運用を図ること

4 被災者の避難生活及び生活再建に対する支援

(1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大

避難所の運営に関する必要経費や、避難者に対する介護・福祉・日常生活に係るサービスに要する経費等を全て救助の対象とともに、全額国庫負担による支援を行うこと

(2) 特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設

今回の未曾有の大災害に際しては、被災者生活再建支援基金ではなく、特別法を制定し、全額国庫負担による基金を地方に創設すること

(3) 生活福祉資金の特例措置等

災害援護に係る生活福祉資金について、低所得者世帯及び生活保護世帯以外の被災世帯も適用対象とするよう特例措置を講じるとともに、被災者向けの緊急小口資金（特例）について、利用者の増加が見込まれることから、貸付原資の確保を図ること

5 防災・消防に係る施設・設備の早期復旧等に向けた支援

壊滅的な被害を受けた、防災行政無線等の防災関連情報システムなど、地域防災の基盤となる防災施設・設備を早期に復旧するため、全面的な支援を講じること

また、甚大な被害を受けた消防庁舎や消防車両、消防資機材等の消防施設・設備を整備し、一日も早い消防力の復活を図るため、手厚い財政的支援を講じること

併せて、消防救急無線のデジタル化の移行期限の延長と無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減を行うこと

6 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援

(1) 医療施設の再開及び再開後の診療継続に対する支援

被災した全ての医療施設について、診療再開に向けた施設・設備の整備に対し、十分な財政措置を講じること

具体的には、災害復旧に係る補助率の更なる引上げや、被災県を対象とした医療環境の早期復旧を支援する地域医療の再生のための交付金を創設し、地域の実情に応じた活用ができるような制度とす

るなど、手厚い支援を行うこと

また、地域の中核的な医療機関の機能回復に向け、一定期間継続可能な医師や看護師等の医療スタッフの派遣について手厚い支援を行うこと

(2) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援

被災した全ての社会福祉施設及び介護保険施設に対し、災害復旧に係る十分な財政措置を行うとともに、介護職員等の継続的な派遣を行うなど、手厚い支援を行うこと

7 文教環境の復旧・復興支援

文教施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大や交付率の更なる嵩上げ等の財政的措置を行うこと

また、被災した児童生徒に対し、心のケアのためスクールカウンセラー等の派遣や通学手段確保等への十分な支援とともに、奨学金、就学援助や給食費援助の拡充、教科書・教材等の給付など、学習面及び生活面に対する全面的な財政支援措置を講じること

さらに、児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配措置を講じるとともに、自らも被災するなど厳しい環境の中で、児童生徒への対応をしている教職員に対する心のケアや教職員の住居確保ための財政的措置を講じること

8 農林水産業の復旧・復興支援

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、総力を挙げた支援を行うこと

(1) 水産業の復旧・復興に向けた国家プロジェクトの実施

ア 漁業と流通・加工業の一体的な再建

(ア) 大津波により、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な被害を受けたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業を一体的に再建する国家プロジェクトの実施

(イ) 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援の実施

イ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

- (ア) 生産者の指導母体となる漁協機能を早期に回復するための、漁協事務所、共同利用施設の整備への支援
- (イ) 漁船、漁具等の個人施設について、漁協の一括再整備による、組合員への無償貸与や共同利用システムの構築など、漁協を核とした漁船漁業、養殖業の円滑な再開に向けた支援
- ウ 水産基盤施設等の復旧・復興
水産業の復興に欠かせない漁港などの水産基盤施設等について、早急な復旧・復興に向けた全面的な支援
- エ 漁業者等の生活補償等
 - (ア) 生活手段を失った漁業者等に対する緊急雇用制度の拡充（新たな基金の設置）や働く場が確保されるまでの間の所得補償の実施
 - (イ) 水産加工業者の事業再開に向けた資金及び補助制度の充実
- (2) 農業・農村の復旧・復興対策
 - ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実
農業生産基盤の早期復旧に向けた災害復旧制度や地方財政措置等の大幅な拡充・強化、及び安全・安心な防災機能を備え、かつ、農林水産業と生活空間が適切に調和した、新たな地域づくりに向けた全面的な支援
 - イ 制度資金における被災農業者の負担軽減
農業制度資金について、無利子化又は金利の引下げ、貸付限度額の引上げ及び償還期間の延長など融資条件の緩和、並びに既存借入金の償還期間の延長及び償還猶予期間の利息の減免など、被災農業者の負担軽減措置の実施
 - ウ 被災市町村における産地づくりに向けた総合的な支援
被災市町村の復興計画に位置付けられた、園芸や畜産のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、機械・施設等の整備に要する経費に対して全面的に支援する制度の創設
 - エ 農業者の経営再建に向けた支援
燃料や飼料不足に伴う生乳廃棄、家畜の死亡に対する損失補てん対策及び枝肉重量・肉質低下等による収益性の悪化に対する支援対策の実施
- (3) 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策
 - ア 公共土木施設等の復旧の支援

- (ア) 市街地が高潮等の危険に常にさらされている九戸郡野田村前浜地区防潮堤の応急工事の早期実施と、今回の大津波の規模を十分に勘案した恒久的な前浜地区防潮堤の早期完成
 - (イ) 林野関係災害復旧事業に対する補助率の引上げ及び地方負担に対する特別交付税措置による全額国費措置(治山、林道)とともに、壊滅的な被害を受けた防潮林の復旧を図るため、全額国庫負担の復旧対策事業の創設
- イ 林業関係施設の復旧等の支援
- 被災した合板・製材工場の早期復旧・復興に向け、損壊した施設・機械設備の再整備等に対する手厚い支援制度の創設と、原木等の受入れ停止による素材生産業者等への影響を軽減するため、地域外への運搬経費の支援など緊急的な流通対策の実施

9 被災企業等への支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、政府系金融機関等による既存債務の大幅な減免や新規融資での無利子・無保証制度及び要件緩和など、これまでの枠組みに囚われない大胆な金融支援策を講じること

10 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

当面の雇用維持を図るため、被災事業者に対する雇用調整助成金等の拡充、被災者を新規雇用する事業主に対する雇用助成金制度の創設及び被災した労働者・離職者等に対する雇用保険の給付日数の延長等の支援策を講じること

また、被災地における雇用対策基金の増額措置を講じることにより、雇用の創出を図る総合的な施策を推進すること

11 観光施設・宿泊施設等の早期復旧と事業継続支援

被災した観光施設や宿泊施設等の早期復旧と事業者の事業継続のための大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的

な支援措置を講じること

また、国内外に対し、観光をはじめとする広範な風評や自肃ムードを払拭し、旅行需要を喚起するため、総合的かつ適切な情報を広く発信すること

12 特別法の制定などによる東北(岩手)地域への産業集積支援

今般の災害は、住民生活から産業振興までかつてない範囲で社会全体を覆い、我が国産業の根幹をも揺るがしていることから、再び我が国が世界をリードする強固な産業国家となるための戦略の中で、被災した東北をその牽引役に位置付けるとともに、その実行のための特別法の制定などにより、振興地域として、復旧から復興、発展へと成長するための諸施策を集中的に投入すること

特に、本県並びに東北の基幹産業である自動車・半導体関連産業などの早期復興をはじめ、その支えとなる物流インフラの早期整備、優遇策の適用など、総合的な措置を講じること

13 公共土木施設等の早期復旧に向けた支援

広範かつ甚大に被災した道路や河川、海岸、港湾等の公共土木施設等の早期復旧に向けて、国庫補助・負担率の引上げや、地方負担に係る全額交付税措置など、国の全面的な財政措置を講じるとともに、災害復旧事業の対象条件の緩和、事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うこと

14 鉄道等公共交通の早期復旧等に対する全面的な支援

壊滅的な被害を受けた三陸鉄道やJR各線の早期復旧に向け、強力な支援を行うとともに、経営基盤が極めて脆弱な三陸鉄道株式会社に対して、手厚い経営支援を講じること

また、被災地域内を運行するバス事業者の維持運営に対する支援等を行うこと

15 復興事業としての社会资本整備等の促進

被災地の早期復興に向けて、三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道などの三陸沿岸地域を縦貫する道路、及び東北横断自動車道釜石秋田線、地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道106号）などの内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路の整備を復興事業として位置付け、早期に全線開通すること

また、新たなまちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設を早期に整備することとともに、沿岸地域の雇用の中核的な担い手である拠点企業の経済活動を円滑に再開させることが喫緊の課題であることから、企業所有専用岸壁等の重要な施設の復旧にあたり、国において適切な支援を行うこと

さらに、利用者の利便性の確保と震災からの早期復興を図る観点から、いわて花巻空港と名古屋圏とを結ぶ航空路線の早期確保に向けた環境整備を早急に行うこと

加えて、地域が進めるまちづくりをハード・ソフト両面で支援する新たな交付金整備など、復興に向けた総合的な制度を創設すること

16 被災市町村に対する人的・財政的支援

陸前高田市や大槌町等、庁舎の大規模な損壊や職員の被災等により、行政体制や行政機能に支障が生じている市町村に対して、他の自治体から職員を派遣するなどの人的支援体制を全国レベルで講じるとともに、派遣等の経費について全面的な財政的支援を行うこと

また、震災復興計画の策定や復興住宅建設などの復興事業の実施において国等による技術支援を行うなど、人的支援を講じること

併せて、庁舎、備品等の整備に対する財政的支援を行うこと

省庁別要望事項

【内閣府】

- 1 今般の津波災害にも対応できる全国的な津波対策の検討及び早期確立
- 2 震災復興に向けた地域自主戦略交付金の重点配分
- 3 新公益法人制度への移行期間の延長及び優遇措置の拡充
- 4 地域活性化・公共投資臨時交付金事業の期間延長

【警察庁】

- 1 県警察官の緊急増員
- 2 警察署、交番、駐在所、待機宿舎等の治安基盤施設の早期復旧に関する財政措置
- 3 復旧に必要な交通安全施設等の整備に関する財政措置
- 4 運転免許試験場（沿岸運転免許センター）の復旧（免許システム、機器整備等）に関する財政措置
- 5 災害等各種事案に迅速に対応するための総合指揮室の整備に関する財政措置
- 6 警察活動車両・船舶、通信機器その他装備資機材の整備に関する財政措置
- 7 警察情報通信基盤、捜査支援システムの早期復旧に関する財政措置
- 8 警察の災害警備活動に要する経費への支援

【総務省】

1 被災団体に対する財源措置の充実

- (1) 災害復旧事業に係る復旧施設、被災者支援等に係る国庫補助・負担率の引上げや特別の地方債の発行など、地方財政措置等の拡充を行うこと
また、これらのハード・ソフトにわたる直接の行政サービスのみならず、そのベースとなる行政事務の負担の増大、人件費の増等を的確に財政需要として捕捉し、適切な財源措置を講じること

(具体例)

- ・ 県では長期間にわたり市町村等の現地への職員派遣、刻々と変化する現地の状況に合わせた支援策や対策の立案、関係機関との連絡が必要となり、これらに要する人件費や事務費が膨大となる見込み
- ・ 災害復旧事業の前提となる調査費の大半は、国庫補助事業の対象外であり、被害が広範かつ甚大である本県にあっては、多大な財政負担が生じるおそれ

- (2) 災害対応のニーズの多様化や長期化等に伴い、補助制度の対象外となる対応が増加しているが、こうした単独事業についても的確に財政需要として捕捉し、適切な財源措置を講じること

(具体例)

- ・ 現地の病院施設が被災したことによる被災者の中核病院への通院のための無料バスの運行経費
- ・ 被災した児童・生徒が当面必要とする教科書、教材及び給食費支給に要する経費
- ・ 被災地に駐在する災害対応職員の宿泊に要する宿泊施設借り上げ経費 等

- (3) 庁舎、備品等の整備（仮庁舎の整備や一次移転経費を含む）に対して、弾力的な運用が可能な自由度の高い交付金や地方交付税による措置を講じること
備品等の例：公用車、OA機器類、OAシステム、通信機器等

2 地方債関係

(1) 地方債の特例措置の実施、特別の地方債の創設

- ① 復興計画等に基づく特別の地方債（システム構築等のソフト事業・取り壊しのみの事業等に係る地方債）の創設、交付税措置の拡充
- ② 震災発生日以降から 22 年度末までの経費を翌年度の起債の対象とすること

(2) 財政融資資金等の公的資金に係る地方債を導入して整備した施設等の滅失に伴う、当該地方債の繰上げ償還の免除

(3) 地方債利息の免除（被災により償還できない財政融資資金等について、違約金のみならず、利息の免除も行うこと）

3 減収補填関係

(1) 地方税等の減収（減免等による徴収額の低下）に対する補填措置の拡充（減収相当額に係る普通交付税の基準財政収入額からの控除、特別の地方債の創設、交付金の創設）

(2) 地方公営企業の手数料の減免措置等による減収額に対する補填措置の創設

4 被災者に対する地方税の減免措置等、各種特例措置の適用

(1) 阪神・淡路大震災の際に講じた被災者等に係る地方税法における特例措置と同等以上の特例措置の創設

① 災害により生じた損失に係る雑損控除等の特例

② 災害に伴う財形貯蓄の目的外払出しに係る利子割の還付の特例

③ 確定優良住宅地等予定地向けの土地の譲渡に係る期間の延長

④ 被災住宅用地の特例

⑤ 災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産の代替取得に係る特例措置

⑥ その他必要な特例措置

(2) 被災家屋の代替取得に係る地方消費税の特例（地方税法）

被災者の早期の生活再建、被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により滅失、損壊した居住用家屋、事業用家屋の代替取得については地方消費税を課さないこととすること

(3) 法人住民税均等割の課税期間の特例（地方税法）

被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により事業活動が休止している期間については、均等割の課税期間から控除すること

(4) 被災家屋の代替取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（地方税法）

① 被災者の早期の生活再建に資するよう、災害により滅失、損壊した居住用家屋の代替取得について、一定の面積以下の家屋については、課税標準の特例（控除額）の上乗せを行うこと

② 被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により滅失、損壊した事業用家屋の代替取得について、一定の要件の下で、被災前の事業用家屋の面積に対応する評価額を控除すること。

(5) 被災自動車の代替取得に係る自動車取得税及び自動車税の特例（地方税法）

被災者の早期の生活再建、被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により滅失、損壊した自動車の代替取得に係る自動車取得税を課さないこととすること、また、代替自動車の自動車税について、一定期間、課さないこととすること

5 復興に係る被災した第三セクター鉄道事業者への地方自治体支援に対する国の財政支援制度の創設

6 上下水道や市場など地方公営企業等に係る災害復旧事業債に対する交付税措置の創設

災害復旧事業における地方公営企業等災害復旧事業（上下水道、市場）に係る起債についても、元利償還金に対する交付税措置を講じること

7 情報通信網の早期復旧

テレビ、ラジオ、固定電話、携帯電話、インターネット、地域インターネット及びケーブルテレビの早期復旧と支援

8 地上アナログ放送停波の延期及び放送事業者への支援

- 9 市町村等が設置した地上デジタル放送移行のための共調施設や光ファイバー等の情報通信基盤の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 10 防災関係
 - 壊滅的な被害を受けた防災行政無線施設等の防災無線システムなど、地域防災の基盤となる防災施設・設備の早期復旧に向けた全面的支援
- 11 消防関係
 - (1) 壊滅的な被害を受けた消防施設・設備を整備し、一日も早い消防力の復旧を図るための財政的・人的支援
 - (2) 消防救急無線のデジタル化について、平成28年5月の移行期限の延長、並びに無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減

【外務省】

- 1 被災により滅失、損傷した旅券の所持人に対する救済制度の創設

【財務省】

- 1 被災者・被災企業に対する国税の減免措置等、各種特例措置の適用
 - (1) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）による特例措置と同等以上の特例措置の創設
 - ① 所得税
 - ア 災害により生じた損失に係る雑損控除、損失の損金算入等の特例
 - イ 災害に伴う財形貯蓄の目的外払出しに係る課税等の特例
 - ウ 被災者向け住宅、被災代替資産等に係る償却の特例
 - エ 住宅資金貸付に係る課税、特別控除等の特例
 - オ 災害復興のため土地等を譲渡した場合、災害に伴う事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例
 - カ その他必要な特例措置
 - ② 法人税
 - ア 被災者向け住宅、被災代替資産等に係る償却の特例
 - イ 災害復興のため土地等を譲渡した場合、災害に伴う事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例
 - ウ 災害による損失の繰戻還付の特例
 - エ 利子・配当等に係る所得税額の還付
 - オ 中間申告書の提出の特例（確定申告期限と重なる場合の提出不要）
 - カ その他必要な特例措置
 - (2) 被災家屋の代替取得に係る消費税の特例（消費税法）
被災者の早期の生活再建、被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により滅失、損壊した居住用家屋、事業用家屋の代替取得については消費税を課さないことをとすること
 - (3) 被災企業に対する所得税、法人税をはじめとする税制全般の減免等の特別措置
被災企業等に対する所得税、法人税等の減免措置、復興に必要な設備投資等に対する特別償却又は税額控除、復興資金を捻出するために行う土地等の売却にかかる譲渡益課税の免除
 - 2 地方債利息の免除（被災により償還できない財政融資資金について、違約金のみならず、利息の免除も行うこと）
 - 3 被災した市町村に対する社会资本整備総合交付金等の交付率の引上げを含む、被災地の早期復興に向けた社会资本整備費の重点投資

【文部科学省】

- 1 公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の災害復旧対象経費の適用拡大
- 2 公立学校災害復旧に係る事務手続きの大幅な簡素化
 - (1) 事業計画書、交付申請書等の順次提出及び受付
 - (2) 危険箇所等の復旧に係る事前着工届の柔軟な提出時期設定
 - (3) 本省事前ヒアリングの省略
 - (4) 被害写真による判断等、現地調査の簡略化
- 3 災害復旧に係る設計書作成の省略（見積書等の活用）
- 4 教職員住宅確保のための被災地及び被災地周辺の既存教職員住宅の改修費用の財政的支援及び応急仮設教職員住宅建設に係る国庫支出金制度の創設
- 5 災害復旧事務手続き等に係る専用相談窓口の設置
- 6 被災した社会教育施設（文化施設含む）の災害復旧事業に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ
- 7 被災によって心にダメージを負った児童生徒に対する支援
 - (1) 被災した児童生徒の心を支えるために必要なスクールカウンセラー（臨床心理士）を、国の責任において派遣又は派遣するための費用の全面的な財政支援
 - (2) 被災経験をした児童生徒へのケアのためのスクールソーシャルワーカー配置事業の十分な財政支援
 - (3) 教員やスクールカウンセラーを支援するケアサポート支援員（仮称）の配置
- 8 被災した幼児児童生徒の学業及び通学に対する支援
 - (1) 被災によって失った教科書、教材、文房具、通学用品等の支給や、学校再開後の学校給食に対する支援等、学習面及び生活面に対する全面的な財政支援
 - (2) 被災した高校生が教育を受けるに当たって、早急に必要とされる教科書、教材、通学用品等への県の支援策に対する財政支援
 - (3) 被災児童生徒の就学のための通学バス運行委託経費及びバス購入経費等に対する財政支援
- 9 被災した次のような児童生徒を対象とした就学奨励金や助成金による就学援助及び新たに全寮制の小中一貫の公立学校を整備することとした場合の財政支援
 - ・ 被災によって保護者を失った児童生徒
 - ・ 被災によって保護者が職を失った児童生徒
 - ・ その他被災によって経済的に就学が困難になった児童生徒
- 10 被災した児童生徒に対する就学援助等に係る自治体（一時避難受入先自治体含む）への財政的支援
- 11 被災地に存する小・中学校及び避難地区（受け入れ地区）の児童生徒数の急変に係る教職員定数の確保についての特別措置
- 12 被災地に存する学校の復興及び児童生徒へのきめ細かい教育のための教職員定数の加配措置
- 13 被災児童のための放課後の安全・安心な居場所の確保に対する全面的な財政支援
- 14 被災した高校生及び大学生を対象とした給付型の奨学金制度の創設又は現行貸与枠拡充のための財政的支援
- 15 社会教育施設における避難者等の受け入れ経費に対する財政的支援
- 16 被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率の嵩上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲の拡大
- 17 災害復旧に伴う埋蔵文化財調査及び文化財保存整備への人的・財政的支援
- 18 私立高等学校等に在学する被災した生徒への高等学校等就学支援金の加算支給

- 19 被災した私立学校の復旧事業に対する公立学校と同等の補助、特に被災した幼稚園に対しての国費による全面的支援及び事務手続きの大幅な簡素化
- 20 私立学校の公立学校と同等のカウンセリング体制整備に向けた支援
- 21 私立学校が被災した生徒に対し行う経済的負担の軽減に対する財政的支援
- 22 私立学校の災害復旧費用に係る学校設置者への無利子融資制度の創設
- 23 日本私立学校振興・共済事業団融資の償還免除又は猶予等
- 24 私立学校への経常費助成等に係る国の財政的支援措置の拡充等
- 25 沿岸域の国私立大学をはじめとする被災した高等教育機関及び試験研究所の再建・維持存続のため国による全面的な財政支援
- 26 災害に強い新しい社会環境づくり
 - (1) 三陸をフィールドとする地震・津波・海洋の総合的、世界的な研究拠点と海洋エネルギーの実証試験機関（日本版 EMEC）の設置
 - (2) 三陸の電源確保のための水産業と協調した洋上風力発電設備メガソーラー発電設備等の整備
- 27 知の資産と地域資源を生かした新たな産業の創出支援
 - (1) コバルト合金、バイオマス資源を活用した新素材・新エネルギーの研究開発の推進と拠点化
 - (2) 農林水産資源を活用した食品系高機能素材の研究開発の推進と拠点化
- 28 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化
空間線量率、降下物、水道水、土壤、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、測定結果・評価結果の速やかな公表について、国の責任による確実な実施

【厚生労働省】

- 1 被災を受けた全ての医療施設、医療従事者養成施設等の早期復旧に対する手厚い補助等の支援
- 2 被災地域を対象とした地域医療再生のための交付金制度の創設
- 3 被災地の中核病院に対する医師、看護師等の派遣支援
- 4 社会福祉施設等の災害復旧に対する手厚い補助等の支援
- 5 社会福祉施設及び介護保険施設等への継続的な人的支援
- 6 被災介護保険施設及び老人福祉施設等入所者のケア確保のための受入れ施設等の基準等の緩和又は特例措置（介護保険法）
- 7 被災者に対する介護保険料及び利用料（利用者負担）の減免の適用（介護保険法）
- 8 被災地の精神科医療施設に対する人材確保のための補助制度の創設
- 9 市町村地域生活支援事業（被災を理由とする日常生活用具給付等事業）に係る手厚い補助の創設
- 10 被災を理由とする補装具費の負担に対する手厚い支援
- 11 障がい者支援施設等が被災した障がい者を緊急的に受け入れた場合における措置費及び日常生活費の負担への手厚い支援
- 12 被災により急増が予想される患者に対応する精神科救急医療施設への補助制度の充実
- 13 被災児童を受け入れるための児童養護施設等の整備及び児童養護施設等における被災児童に対する処遇の充実に対する手厚い支援
- 14 被災児童の心のケアや生活支援の充実
- 15 母子寡婦福祉資金貸付について、国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）、利子負担の軽減（無利子）、貸付対象（基準）の拡大
- 16 出産後の母子の住居の確保に対する支援の充実
- 17 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金に係る保険者個々の判断によらない国による速やかな一律の減免基準の設定
- 18 国民健康保険団体連合会等が診療報酬支払のために借入した資金への利子補給制度の

創設

- 19 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料（税）の減免等に対する手厚い支援
- 20 市町村及び国保組合並びに後期高齢者医療広域連合の償還金の返還猶予及び平成23年度分医療給付費等国庫負担金等の年度前半への重点交付
- 21 臨床研修医制度の柔軟な運用
被災により定められた期間・プログラムでの研修が困難な場合の特別措置、マッチング先の変更
- 22 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大及び手厚い補助等の支援
- 23 被災地以外の自治体が救助に要する経費を支弁した場合に、国に直接請求することができる制度とする等、事務処理の簡素化
- 24 応急仮設住宅の建設支援等及び入居者の生活に必要なサービス提供施設の整備促進（応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備及び応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置、応急仮設住宅入居者の公共料金の減免措置などの負担軽減）
- 25 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の賃貸借契約日の遡及適用
- 26 災害救助法に係る応急修理制度の要件緩和（実施期間延長、所得制限の撤廃など）
- 27 被災地の避難所から民間宿泊施設へ移送する際の宿泊施設の借上、移送経費等に対する財政支援及びこれに係る災害救助法に基づく財政支援対象者の被災者全体への拡充
- 28 大規模災害であることを踏まえた被災者生活再建の拡充に対する手厚い補助等の支援及び被災者生活再建支援制度の要件緩和（基金対応でなく国負担による拡充、要件緩和により全ての被災区域を適用対象）
- 29 被災により需要の急増が予想される生活福祉資金貸付制度の貸付原資の確保とすべての被災世帯を適用対象とする特例措置の創設及びこれに伴う事務経費の確保
- 30 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等に対する手厚い支援
- 31 特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設
- 32 水道施設の復旧に対する支援
上水道及び簡易水道等の公共施設災害の復旧に関し、「マグニチュード6.0以上の地震による被災の場合」の対象条件の緩和及び補助率の引上げ
- 33 放射能測定機（GMサーベイメーター）の装備に係る財政的支援
東京電力福島第1原子力発電所の事故を受け、県内各保健所への環境放射能測定機の装備への財政支援
- 34 地域の雇用維持・拡大に繋がる各種支援の拡充
 - (1) 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な支援対策の推進
 - ① 被災事業者に対する雇用調整助成金等の拡充（給付日数の延長、助成額・助成率の引き上げ、申請手続きの簡素化、申請受付期間の延長など）
 - ② 被災した労働者・離職者等に対する雇用保険の給付日数の延長（特定受給資格者（解雇等による離職者等）の場合 現行：最高330日）
 - (2) 被災地域における雇用創出のための雇用対策基金の要件緩和等
 - ① 被災した労働者・離職者等に雇用の場を創出するための雇用対策基金の増額
 - ② 災害復旧のための建設土木事業への対象拡大
 - ③ 緊急雇用基金内の事業間の流用のさらなる緩和、及び緊急雇用基金とふるさと基金間の流用についての運用拡大
- 35 被災者を新たに雇用し、被災地域において工場等を整備した場合における整備費及び人件費を対象とする補助制度の創設
- 36 雇用促進住宅を緊急避難場所又は一時入居先として利用する者（自治体が負担した場合を含む）の光熱水費の費用に対する支援
- 37 被災した県立職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧への財政支援の拡充

(優先的な事業採択、全額国庫負担、施設費の補助対象経費の下限の引下げ等)

38 職業訓練受講者に対する訓練手当を全額国庫負担とする財政支援の拡充

【農林水産省】

1 水産業の復旧・復興に向けた国家プロジェクトの実施について

(1)漁業と流通・加工業の一体的な再建

- ① 漁港区域内陸域、漁港、港湾内及び隣接する漁業権漁場における海底調査及びがれき等の撤去・集積・運搬・処理に係る全面的な財政支援
- ② 漁船・漁具・定置網施設の取得及び造船所の復旧に係る全面的な財政支援
- ③ 養殖施設、種苗生産施設（アワビ、ウニ等）の復旧に係る全面的な財政支援
- ④ 本県の主要魚種であるサケ増殖に必要なふ化場施設の復旧に係る全面的な財政支援
- ⑤ 漁業者の生産活動を支える倉庫・漁船上架施設等の共同利用施設の復旧に係る全面的な財政支援
- ⑥ 産地の流通拠点及び関連する魚市場、流通加工施設、冷凍冷蔵施設の復旧に係る全面的な財政支援
- ⑦ 水産物の安定を確保するために必要な衛生管理型市場及び付帯施設の復旧に係る全面的な財政支援
- ⑧ 水産加工業者の操業再開を支援する施設・機器整備への助成
- ⑨ 加工・流通・販売業者の経営再建に向けたきめ細やかな融資、補償制度の充実
- ⑩ 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援

(2)漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

- ① 地域の水産業振興の核となる漁協の事務所の設備や電算システム等の早期復旧に係る全面的な財政支援
- ② 漁協の財務基盤、体质強化に向けた金融支援等、中長期的な支援策を講じること
- ③ 漁協を核とした経営体を育成するため、漁船、養殖施設の無償貸与制度への全面的な財政支援

(3)水産基盤施設等の復旧・復興

- ① 災害復旧事業の国庫負担率、国庫補助率の引上げ
- ② 漁港環境施設、海岸環境施設、漁港施設用地、遊漁船用施設、漁業集落環境施設等を災害復旧事業の対象とするとともに、激甚災害指定に伴う特別財政援助の対象とすること
- ③ 災害復旧事業等の事業期間（原則3ヶ年）の延長など、災害復旧制度の柔軟な運用や要件緩和を講じること
- ④ 被災した建設中の施設等についての災害復旧事業への適用
- ⑤ 漁港関係災害関連事業や復興に関連した水産基盤整備事業等の補助率の引上げ
- ⑥ 台風や低気圧来襲時の漁船転覆等を防止するため、緊急に漁船陸揚げクレーンを設置する事業の創設
- ⑦ 全国的な津波対策の見直しや設計基準等の早急な見直し
- ⑧ 災害に強い地域づくりのための津波避難兼用複合建築物（水産加工場兼用津波避難ビル等）の整備に対する支援制度の創設
- ⑨ 国庫補助事業等により取得した漁港施設等に係る財産処分や漁港施設利用計画変更などについて、制度の柔軟な運用や要件緩和
- ⑩ 漁港の指定（合併、取消、区域変更等）についての制度の柔軟な運用や要件緩和

(4)漁業者等の生活補償等

- ① 被災した漁業者が漁業収入を得られるまでの雇用の場の確保等、当面の生活支援

策を講じること

- ② 漁船保険、漁業共済など漁業者が漁業を再建するために必要となる保険金等の早期支払いの実施について支援

2 農業・農村の復旧・復興対策

(1) 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

- ① 被災住民が農林水産業をはじめとする就業の場を確保しつつ、今後においても地域に居住し、安全・安心な暮らしを享受していくよう、新たな地域づくりに向けた事業予算を重点配分するなど全面的に支援すること

ア 防災機能の強化に向けた農地海岸保全施設の整備について、東日本大震災による津波の規模を斟酌した防災設計基準等を早急に確立し、国の全額負担による早期復旧

イ 被災地の早期復旧や新たな地域づくりの一翼を担う、農業農村整備対策予算等の重点的な配分

- ② 沿岸地域の食料供給力の維持・確保に向け、地盤沈下した農地や用排水路等の早期復旧、塩分など農作物の生育に障害を及ぼす物質の除去に対し、万全の対策を講じること

- ③ 未曾有の大災害に的確に対応し、被災地域を早期に復旧・復興させるため、農地・農業用施設災害復旧事業等の制度の見直しや拡充を行うこと

ア 地震により被災した農地や農業用施設を含む、すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国の全面的な財政支援

イ 災害復旧事業及び災害関連事業に係る限度額の撤廃

ウ 災害査定や計画変更等に係る事務手続きの簡素化や事業期間の延長

エ 被害調査や査定設計委託等に要する経費に対する全面的な財政支援

オ 災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等への国庫補助の復活

カ 激甚災害の指定に伴う特別財政援助の対象に、農業集落排水施設を追加

- ④ 各種事業に係る国庫補助・負担率の引き上げや地方財政措置等の拡充など、被災地域の農業者への全面的な財政支援

ア 災害関連事業や被災地域の復興に向けて実施する農業農村整備事業等に対する全面的な財政支援

イ 被災した農業者等の土地改良事業負担金や土地改良区賦課金等に対する全面的な財政支援

ウ 被災した土地改良区事務所や農業者等が共同で利用する施設及び設備の再建、並びに復興に係る体制強化に対する全面的な財政支援

エ 農業農村整備事業等を実施中の農地・農業用施設等の被災に対する災害復旧事業の適用

オ 地震に伴う地殻変動により補正が必要となった確定測量成果等の追加作業に対する全面的な財政支援

(2) 早期営農再開に向けた生産・経営対策の充実

- ① 営農再開に必要な機械・施設等の購入経費に対する全面的な支援制度の創設

- ② 制度資金の無利子化や貸付限度額の引上げ等の融資条件の緩和、既存借入金の償還期間等の延長の負担軽減措置の実施

- ③ 市町村等が国庫補助事業を活用して整備した産地直売施設等の復旧に対する支援制度の充実

- ④ 農業法人等が被災者を雇用する場合、又は被災した農業法人等が経営再建に取り組む場合の、人件費の負担軽減を図る支援制度の創設

- ⑤ 地域の意向に即してモデル的な農業団地を建設するため、施設用地の造成や生産

施設・機械を総合的に整備する支援制度の創設

⑥ 畜産経営の再建に向けた支援

ア 燃油や飼料の不足に起因した生乳の廃棄、家畜の死亡による損失補てん制度創設

イ 飼料不足による収益性の悪化に対する支援対策充実

(ア) 酪農家に対する生乳生産量の低下を補うための初任牛導入事業の創設

(イ) 肉用牛子牛生産者補給制度における子牛登録月齢の緩和など

(ウ) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業における生産者積立金の免除など

(エ) 養豚経営安定対策事業における生産者積立金の免除など

(オ) 鶏卵価格安定対策事業における生産者負担金の免除

⑦ 青果卸売市場施設の整備について、全面的な財政支援を行なうこと

3 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策について

(1) 公共土木施設等の復旧の支援

① 九戸郡野田村前浜地区の防潮堤について、応急工事の早期実施と今回の大津波の規模を十分に勘案した恒久的な防潮堤の早期完成

② 林野関係災害復旧事業に対する補助率の引き上げ及び地方負担に対する特別交付税措置による全額国費措置(治山、林道)

③ 壊滅的な被害を受けた防潮林の復旧を図るため、全額国庫負担の復旧対策事業の創設

(2) 林業関係施設の復旧等の支援

① 被災した合板・製材工場の早期復旧・復興に向け、損壊した施設・機械設備の再整備等に対する手厚い支援制度の創設

② 原木等の受入れ停止による素材生産業者等への影響を軽減するため、地域外への運搬経費の支援など緊急的な流通対策の実施

③ 林業制度資金の無利子化や金利の引き下げ、既存借入金の償還期間の延長など、被災事業者等の負担軽減措置

(3) 森林組合の再建に向けた支援(被災した森林組合の機能を早期に復旧するため、組合事務所や林業機械等の再整備に対する補助率の高い助成制度の創設)

(4) 地震火災の延焼により発生した大面積の森林火災の跡地復旧並びに雇用の創出を図るため、全額国庫負担の森林火災跡地復旧対策事業の創設

【経済産業省】

1 被災した企業が事業継続に必要な施設・設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした大型補助制度の創設

2 政府系金融機関の災害復旧貸付制度等の特例の拡充等

(1) 無利子・無担保融資制度の創設

(2) 利率引き下げ適用限度額(1千万円)の引き上げ及び適用期間(3年間)の延長並びに受付期間の延長(半年間⇒1年間)

(3) 特別措置対象事業者の対象拡大(被災事業者との取引に関わらず間接被害企業を対象)

3 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成(原資の提供、利子・保証料補給への助成(償還期間の猶予、償還減免))

4 設備資金貸付・設備貸与事業の貸付規模の拡大及び貸付条件の緩和(従業員数・無利子)

5 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和(大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償還減免)

6 中小企業信用保険法の特例措置の改善(特別小口保険の限度額及び補填率の引き上げ、保険対象者の拡大)

- 7 信用保証協会の基本財産の造成に対する支援
- 8 災害関係保証の対象事業者拡大（被災事業者との取引に関わらず間接被害事業者を対象）
- 9 セーフティネット保証制度4号（突発的災害〔自然災害〕）の早期発動及び対象要件の緩和（被災事業者との取引に関わらず間接被害事業者を対象）
- 10 被災した事業協同組合等が事業継続に必要な店舗、工場などの建物、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした補助制度の拡充（補助率の嵩上げ）
- 11 商店街の再興に係る店舗、組合事務所、商店街設備等の再建、補修の経費を対象とした補助制度の拡充
- 12 被災した商工会議所及び商工会に対する会館等の施設、設備の再建、補修、購入するための経費、並びに復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 13 事業協同組合の復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に係る経費に対する補助制度の拡充
- 14 商業者の被災に伴い増加している買い物弱者対策の拡充及び被災地への優先配分
- 15 地震リスク軽減のための支援策の創設（公的な事業用資産向け地震保険制度の創設、地震保険料相当額を固定資産税から減免等）
- 16 返済資金の無利子化、事業用施設・設備等の修繕助成などの復旧から、事業の拡大発展に向け、被災した中小企業の事業再構築を支援するための復興ファンドの組成
- 17 復旧に要する物資・資材の安定供給、適正な価格の維持、被災地への優先的な配分
- 18 物流インフラ等の事業環境の整備支援（高速道路無料化、JR貨物輸送及び港湾（仙台港、釜石港）の早期復旧、JR貨物輸送料及び港湾使用料の免除等）
- 19 沿岸地域の拠点事業所を核とした地域経済の再生支援
 - (1)事業所再建に対する直接的支援措置の創設
 - ア 事業所再建に対する直接補助制度
 - イ 自治体が支出する補助金に対する財政措置
 - (2)拠点事業所が行う環境整備（雇用維持に向けた社宅等の整備）に対する直接補助制度の創設
 - (3)被災地に新規立地する事業所に対する直接的支援措置の創設
- 20 東北地域内で完結する生産体制の構築支援
 - (1)自動車、半導体関連産業等の既存産業の高度化、新分野への進出及び研究開発拠点設置を目的とした建物・設備の新設・修繕等を行う企業に対する大型設備導入及び人材育成に関する直接的支援措置の創設
 - (2)雇用創出のため自治体が負担する新規立地等促進補助金に対する財政措置
 - (3)国税の減免（投資減税の創設）、及び地方税の減免に対する財政措置
 - (4)法人税、消費税、関税等の免除及び住民税、固定資産税などの減免措置
 - (5)地方税の申告・納期限の延長による地方税収入の減等に伴う地方自治体の減収に対して国の全面的な財政措置
- 21 建設資材等の供給支援（被災地域の民間工事に対する建設機械、資機材の優先供給）
- 22 電力の早期復旧、安定供給支援
 - (1)県内への電力の継続した安定供給について電力会社への指導
 - (2)内陸部を含め、県内における電力の使用制限の未実施
- 23 被災企業向けの貸（仮設）工場整備支援
 - (1)貸（仮設）工場の建設及び使用料等に対する中小企業高度化資金貸付事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合の拡大等）や補助制度等の創設
 - (2)空き工場を利用して再建する場合の使用料等に対する補助制度の創設
- 24 企業敷地のがれき撤去支援（工場復旧、復興に向けたがれき撤去に係る補助制度の創設）
- 25 災害に強い新しい社会環境づくり

- (1) EV・PHV 車のカーシェアリングや再生可能エネルギー活用充電インフラ施設整備など、最先端技術を導入した、都市再生の実践
- (2) 不安定な出力の海洋再生可能エネルギーを東日本全体で平準化する超広域スマートグリッドの整備
- 26 ガス供給の早期復旧（ガス供給の早期復旧支援）
- 27 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化（空間線量率、降下物、水道水、土壤、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、測定結果・評価結果の速やかな公表について、国の責任による確実な実施）
- 28 県が環境放射能測定装置（モニタリングポスト）を複数箇所に設置する際の財政的支援
- 29 亜炭採掘跡の陥没被害の緊急保全対策に係る財政的支援（今回の震災により、亜炭採掘跡に位置する住宅敷地、農地等で新たな陥没被害が多数発生していることから、災害復旧工事に必要な特定鉱害復旧事業基金の積み増しなどの財政的支援）

【国土交通省】

- 1 応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備及び応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置
- 2 庁舎等の仮設建築物に対する制限の緩和に係る工事着手期限について、被災地の実態に合わせた延長等の見直し
- 3 仮設住宅からの通学や学校の仮設校舎への通学に係る通学路の整備及び輸送手段の整備
- 4 避難所を土砂災害等の二次災害から守るための安全確保対策に対する支援措置
- 5 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧等について、災害査定、設計変更等に係る事務手続きの簡素化、事業期間の延長、被害が甚大な市町村に対する災害申請事務の県代行制度の創設
- 6 防波堤、防潮堤等の防災施設について、東北地方太平洋沖地震による津波等の規模を勘案した設計基準等の確立
- 7 高規格幹線道路、直轄国道、港湾等の早期復旧を図るとともに、県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設の早期復旧に対する支援の充実
- 8 ふ頭用地等起債事業による港湾施設の災害復旧について、公共土木施設等災害復旧国庫負担法並みの財政支援
- 9 災害復旧や復興事業に係る資材、燃料、機械の安定的な供給
- 10 地盤沈下等が生じた被災地に対する基本測量の早期実施及びレーザー測量図面等の提供
- 11 建設中の公共土木施設の被災に対する災害復旧事業の適用等の財政支援
- 12 上下水道や市場など地方公営企業（上下水道、市場）等に係る災害復旧事業債に対する交付税措置の創設
- 13 建設工事請負契約書及び設計業務等委託契約書に基づき請負者又は受注者から請求される不可抗力による損害の費用に対する財政措置
- 14 被災地の早期復興に向けた新たな制度の創設
 - (1) 地域が進めるまちづくりをハード、ソフト両面で支援する新たな交付金制度の創設
 - (2) 防災機能と都市・農山漁村が調和した新たなまちづくり制度の創設
 - (3) 被災により地盤沈下した土地の復旧復興に対する新たな制度の創設 等
- 15 被災した市町村に対する社会資本整備総合交付金等の交付率の引上げを含む、被災地の早期復興に向けた社会資本整備費の重点投資
- 16 復興事業としての社会資本整備の促進
 - (1) 三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道などの三陸沿岸地域を縦

貫する道路の全線開通

(2) 東北横断自動車道釜石秋田線、地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道 106 号）などの内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路の全線開通と地域高規格道路宮古盛岡横断道路（国道 106 号）の国による管理

(3) 湾口防波堤、防潮堤等の防災施設の整備

- 17 沿岸地域の拠点企業が所有する専用岸壁等の重要な施設の復旧に対する国の適切な支援
- 18 被災市町村の震災復興計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による支援の強化
- 19 被災市街地復興特別措置法について、都市計画区域外への適用、被災状況に応じた建築制限の期間の延長等の所要の見直し
- 20 復興事業に係る開発行為の許可手続きの緩和措置等
- 21 壊滅状態となった施行中の土地区画整理事業について、事業収束に向けた手続きの簡素化等の措置
- 22 防災集団移転促進事業の採択要件の緩和及び補助率の引上げ
- 23 被災した宅地（擁壁の崩壊、宅地地盤の沈下・崩壊、土壤汚染等）の復旧を早急に行うための支援制度の創設
- 24 仙台空港や東北新幹線が全面復旧していないことを踏まえ、東北の拠点空港として、いわて花巻空港から東京（羽田）便、名古屋便、福岡便、国際便などの運航を推進するための環境整備
- 25 物流等の経済的負担を軽減し、早期復興を県内外から支援するため、被災地を往来する車両の高速道路料金の無料化
- 26 鉄道の早期復旧（JR各線等の復旧支援、三陸鉄道の復旧及び維持運営に係る財政的支援）
- 27 バス交通維持運営確保（幹線バス交通（沿岸と内陸部等を結ぶ路線及び国道 45 号線の路線）や被災地域内のバス交通に係る維持運営経費支援並びに被災施設・車両の復旧支援）
- 28 被災した観光施設等が事業継続に必要な施設、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした大型補助制度の創設
- 29 国内外に対し観光等の広範な風評の払拭と自粛ムードや旅行需要の喚起などの総合的な地域経済復興支援策の実施

【環境省】

1 廃棄物施設の復旧に対する支援

廃棄物処理施設の復旧について、災害廃棄物の処理を適正に進めるため、全額国庫負担とするとともに、建設中又は供用開始前の廃棄物処理施設であっても、復旧に要する場合と同等の国庫による負担を適用

2 災害廃棄物の処理に対する支援

(1) 道路、港湾・漁港区域、農地、工業用地、学校、民有地等に存するがれき等の災害廃棄物について、市町村が処理する場合の費用及び便槽に流入した汚水及び集団避難所等から収集したし尿の処理に要する費用について、全額国庫負担又は全額国庫一括交付金化による負担

(2) 災害廃棄物の処理の適用の範囲について、生活環境の回復及び生活衛生の保持の視点から、浄化槽や便槽の撤去についても、対象を拡大

(3) 甚大な被害によって、自治体の機能が崩壊し、災害廃棄物の処理対応が困難な市町村もあることから、県が市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う場合に、市町村が行う場合と同様の財政支援を実施

- (4) 所管区域を超えたがれきの一体的な除去・処分及び処分手続きの簡素化
- (5) 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を進めるため、災害廃棄物処理事業費補助金について、諸経費及び調査費、委託費、施工監理費などのほか、仮置き場の土地購入費や土地賃借料を含めるとともに、甚大な被害を受けた中小企業以外の企業及び協同組合についても、補助の適用を拡大

3 国立公園施設の早期復旧

- 4 激甚災害の指定に伴う特別の財政援助の対象にごみ処理施設、廃棄物処理事業、浄化槽整備事業等を加えるとともに、適用要件の緩和及び対象事業の助成率の引上げ
- 5 被災者の生活基盤の確保及び被災地域における早期復興を図るため、個人が浄化槽を設置する浄化槽整備事業の助成率の引上げ
- 6 被災した市町村等の財政負担を軽減するため、浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設及び浄化槽整備事業の事務費への人件費の追加等

【共通】

- 1 災害復旧事業等の各種事業に係る国庫補助・負担率の引上げ等の財政措置の拡充
- 2 建設中の施設の被災に対する災害復旧事業の適用等の財政措置
- 3 国庫補助金を導入して整備した施設等の滅失に係る国庫補助金の返還免除
- 4 個人所有の施設の取り壊しに係る補助制度の創設
- 5 今後策定する復興のための計画に基づく事業に係る財政措置の創設（交付金の創設、特別の地方債の創設、元利償還金に対する手厚い財政措置）